

no.	お問い合わせ内容	回答欄
1	<p>本件について、「調査票B2」URLにアクセスすると、調査対象施設外である、専修学校、各種学校が表示されており、「回答する」ことが可能となっておりますが、調査担当者名等の入力が必要になりますでしょうか。</p>	<p>入力は必須となります。</p>
2	<p>①項目【地域に開放している施設】について、例えば従来は地域へ開放していたが、R2年度以降新型コロナウイルスの影響もあり開放をしておらず、次の開放は未定としている場合、数字はどのようなカウントとなるのでしょうか。</p> <p>②項目【年間開放施設】について、大学としては開放しているが利用者がいない場合もありますので、「利用があった日」をカウントするのが「大学として利用可としている日」をカウントするのどちらになりますでしょうか。</p>	<p>①「2 開放施設数」の「（1）開放施設数」は「0」、「（2）令和元年度は開放したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開放を中止した施設数」は「1」となります。</p> <p>②「大学として利用可としている日」をカウントしてください。</p>
3	<p>調査票B（2）の2（2）「令和元年度は解放したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により解放を中止した施設数」とありますが、これは年間を通して、という意味でしょうか？</p>	<p>令和元年度は開放したが、令和2年度に年間を通して開放を中止した場合はカウントしてください。</p>
4	<p><B 公立学校・体育施設開放状況調査書（1）>について</p> <p>① 2 開放のための予算措置 →「人件費」とは、管理指導員への謝金ととらえればよいでしょうか。 本県では、管理指導員をボランティアとしてお願いしており、謝金の支払いはありませんが、活動保険加入に係る経費を県で負担しております。 このような場合、「人件費」「物件費」どちらに該当するのをご教示ください。</p> <p>② 5 開放運営組織の有無 → 県立学校の各開放校に運営組織がある場合、「ある」のみにチェックでよいでしょうか。 中学校区ごとでも小学校区ごとでもないため、選択肢がありません。</p> <p><B 公立学校・体育施設開放状況調査書（2）>について</p> <p>③ 6, 8, 9は運営形態や管理指導員の配置、謝金の有無についての項目 → 施設数に関する項目ではありませんが、施設数で回答すればよいでしょうか。</p> <p>④ 10 開放のための措置(1)開放のための夜間照明がある → 開放のための夜間照明はあるが、利用団体がいない場合、数に含めるのかどうか。 利用がある場合のみ、カウントするのかどうか。</p> <p>⑤ 11 開放施設の使用料 → 使用料は徴収していないが、屋外運動場照明施設の使用に係る電気料金の実費相当額を使用者が負担しています。 この場合、記載なしでよいのでしょうか。</p>	<p>①人件費とは、職員（臨時職員）への給与等を指します。お問い合わせの件については物件費に該当します。</p> <p>②それで構いません。</p> <p>③施設数を回答してください（記入上の注意に記載があります）</p> <p>④利用がなくなるとも当該施設がある場合、カウントして構いません。</p> <p>⑤使用料として考えていただいて結構です。</p>
5	<p>①本学には〇〇県に短期大学・また、〇〇県内に付属高校がございますが、そこには連絡する必要がありますか？</p> <p>②在籍学生はキャンパスごとに学生数をわけて回答するのか？また、学部生のみか？</p> <p>③地域に開放している施設数の地域開放はどの程度を想定しているか、定義について</p> <p>④年間開放日数は大学で設定している開放日数でよいか。</p>	<p>①短期大学は別途郵送にてご連絡しておりますので連絡不要です。 また〇〇県内の付属高校は所在都道府県の私立学校所管部局で回答いたしますので特段対応不要です。</p> <p>②全体の大学生数でよいです。また学部生のみ的人数としてください。</p> <p>③D票の注意書には「開放」の定義について記載はありませんが、B票において公立学校体育施設開放の定義として「学校教育活動以外の目的のために公立学校体育施設を自校の児童・生徒または地域一般住民にスポーツや身体的レクリエーション（こどもの遊びを含む）のために使用させること」とありますので、これを踏まえてお答えください。</p> <p>④それでよいです。</p>